

産業廃棄物（専ら物）収集運搬業務 仕様書

（仕様書の範囲）

第 1 条 この仕様書は、川崎市委託単価契約約款第 1 条に規定する設計図書として、産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を含む。以下同じ。）の収集運搬業務について定める。

（発注者の責務）

第 2 条 発注者は、委託する産業廃棄物の適正な処理のために必要な次の情報を、書面をもって受注者に提供し、これらの写しを本仕様書に添付する。

- （１）産業廃棄物の性状及び荷姿に関する事項
- （２）通常の保管状況の下での腐敗、揮発等の性状の変化に関する事項
- （３）他の廃棄物との混合等により生ずる支障に関する事項
- （４）日本産業規格 C 0 9 5 0 号に規定する含有マークが付された廃製品の場合には、含有マーク表示に関する事項
- （５）委託する産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合はその事項
- （６）その他当該産業廃棄物を取り扱う際に注意すべき事項

2 発注者は、委託契約期間中、前項に定める事項について変更があった場合には、受注者に対し速やかに書面をもってその変更の内容及び程度の情報を通知しなければならない。

（受注者の遵守事項）

第 3 条 受注者は、この契約の履行にあたり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 4 5 年法律第 1 3 7 号。以下、「廃棄物処理法」という。）、その他の関係法令を遵守しなければならない。

2 受注者は、受託した産業廃棄物の収集運搬について、周辺的生活環境に影響を及ぼすことがないように行わなければならない。

（委託する産業廃棄物）

第 4 条 この契約で発注者が受注者に委託する産業廃棄物は、次のとおりとする。ただし、予定数量は推定量を示すものであり、社会的要因等から変動することがある。

産業廃棄物の種類	予定数量	単位	備考
缶	6 0 0	k g	
ビン	1 7 0	k g	
食缶・食具等	9 5 0	k g	給食で使用している金属製の食缶・食具・調理器具

（委託する業務の内容）

第5条 発注者は、次のとおり前条の産業廃棄物の収集運搬業務を受注者に委託する。

積出地(発生場所)の 名称及び所在地	川崎市南部学校給食センター（幸区南幸町3丁目149番地2） 川崎市中部学校給食センター（中原区上平間1700番地373） 川崎市北部学校給食センター（麻生区栗木2丁目8番5号）
運搬先(最終目的地)の 名称及び所在地	日本ダスト株式会社 NDK資源化リサイクル工場 川崎市川崎区白石町3番44 ほか
収集日	別紙「令和7年度 専ら物収集スケジュール（年22回）」に従い、 午前8時半から午後5時までに収集することを原則とする。また学校行事 等により学校給食センター稼働日が変更となった場合は、事前に受注者 に通知の上、引渡日時を変更できるものとする。 ※収集時間の詳細については、発注者および各学校給食センターと調 整すること。

- 2 受注者は、各給食センターから分別された状態で排出された廃棄物は、その状態のまま発注者の指定する運搬先まで運ぶものとし、運搬の際には塵芥車等で廃棄物を混合しないこと。
- 3 受注者は、各給食センター以外で排出された廃棄物を混載してはならない。
- 4 収集した当日中に発注者の指定する処理施設に搬入すること。
- 5 この産業廃棄物の収集運搬業務に関し、積替え又は保管の取扱いは次のとおりとする。
 - （1）受注者は、原則として積替え又は保管を行うことができない。ただし、受注者が積替え又は保管を含む収集運搬業の許可を有しており、かつ、発注者の承諾があった場合はこの限りではない。
 - （2）受注者は、原則として、積替え又は保管の場所で、この契約に係る産業廃棄物を他の廃棄物と混合してはならない。ただし、当該産業廃棄物が安定型産業廃棄物（廃棄物処理法施行令（昭和46年政令第300号。以下「施行令」という。）第6条第1項第3号イに規定する産業廃棄物をいう。）であり、かつ、その混合により当該産業廃棄物の性状に変化が生じない場合で、発注者が承諾をしたときは、この限りではない。
 - （4）受注者が積替え又は保管の場所で産業廃棄物に混入しているもの（有償で譲渡できるものに限る。）の拾集（抜取）を行う場合は、発注者の承諾を得なければならない。

（委託代金）

第6条 この契約における委託料は、次のとおりとする。

産業廃棄物の種類	委託料（単価）	単位	備考
缶		円	
ビン		円	
食缶・食具等		円	

- 2 受注者は、業務完了届に記載した産業廃棄物の収集運搬量に契約単価を乗じた額に消費税及び地方消費税額を加えて計算した金額を、川崎市委託単価契約約款第15条に基づい

て発注者に対し請求し、発注者はこれに基づき委託代金を1ヵ月ごとに支払うものとする。

（委託期間）

第7条 業務の委託期間は令和7年4月1日から令和8年3月31日とする。

（受注者の事業範囲）

第8条 受注者の事業範囲は次のとおりである。

	積出地（発生場所）	運搬先（最終目的地）
許可都道府県・政令市		
許可番号		
許可の有効期限	年 月 日	年 月 日
事業の区分		
事業の範囲		
許可の条件		
積替保管の可否		

2 受注者は、前項の事業範囲を証するものとして、積出地と運搬先の許可証の写しを発注者に提出し、発注者は、これを本仕様書に添付する。なお、許可事項に変更があったときは、受注者は速やかにその旨を発注者に通知するとともに、変更後の許可証の写しを発注者に提出し、発注者は、これを本仕様書に添付する。

（電子情報処理組織及び産業廃棄物管理票の使用）

第9条 発注者及び受注者は、廃棄物処理法の規定に従って、電子情報処理組織（以下「電子マニフェスト」という。）又は産業廃棄物管理票（以下「紙マニフェスト」という。）を、別表に定める方法により、使用するものとする。

（業務完了届の提出）

第10条 受注者は、受託した産業廃棄物の収集運搬業務が完了したときは、情報処理センターに対して行う報告、又は紙マニフェストの写しの送付とは別に、川崎市委託単価契約約款第14条に基づく業務完了届を発注者に提出しなければならない。

2 業務完了届は、前月に収集運搬を完了した産業廃棄物の種類及び数量を記載し、毎月10日（3月については3月31日以前の開庁日）までに提出するものとする。

（契約の解除）

第11条 発注者又は受注者は、この契約の当事者がこの契約の条項のいずれか又は川崎市委託単価契約約款若しくは法令等の規定に違反するとき、又は発注者及び受注者の合意があったときは、この契約を解除することができる。

(委託契約を解除した場合の処理されない産業廃棄物の取扱いに関する事項)

第 12 条 川崎市委託（単価）契約約款の規定又は法令の規定により契約を解除できる場合であっても、この契約に基づき発注者から引渡しを受けた産業廃棄物の収集運搬を受注者が完了していないときは、その理由が発注者の責による場合を除き、当該産業廃棄物を受注者の責任で収集運搬した後でなければ、契約を解除することができない。

2 その他、委託契約を解除した場合の取扱いについては、川崎市委託単価契約約款による。

(再委託の制限)

第 13 条 受注者は、原則として、発注者から受託した産業廃棄物の収集運搬業務を他人に再委託してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、契約期間中に当該業務を受注者が他人に再委託するやむを得ない事情が生じたときは、施行令第 6 条の 12 第 1 号に基づく書面によりあらかじめ発注者の承諾を得て、施行令第 6 条の 12 に規定する再委託基準に従い、これを行わなければならない。

(運搬方法)

第 14 条 受注者は、契約の履行にあたり、廃棄物の運搬の際、川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則（平成 12 年川崎市規則第 128 号。以下「規則」という。）第 79 条の 3 に規定する対象自動車を使用し、市内を発着する場合、次に掲げる環境配慮行動項目の実施に努めるものとする。

- (1) エコドライブ及び廃棄物の運搬に係る自動車へのエコドライブを行う旨の表示を行うこと
- (2) 低公害・低燃費車の使用に努めること
- (3) 規則第 79 条の 2 第 2 号に規定する車種規制不適合車を使用しないこと

(その他)

第 15 条

- (1) 受注者は積込み及び運搬作業の責任者を定め、その者に作業の指揮、監督、及び給食センターとの連絡にあたらせること。
- (2) 作業にあたっては、1 名による作業も可とするが、給食センター職員及び通行人等に危険を及ぼさないよう安全面に十分注意すること。
- (3) 作業中に給食センター職員及び通行人等に損害を与えたとき、または、川崎市の施設を破損したときは、直ちに給食センター所長と教育委員会事務局に報告し、その指示に従い補償または現状復旧すること。
- (4) 運搬に使用する収集車は、会社名等必要事項を明示した車両とすること。
- (5) 給食センターにおける行事等により多量に廃棄物が生じる場合は、教育委員会事務局または給食センターより連絡するので、可能な限り速やかな処理に努めること。
- (6) 受注者は、廃棄物の収集運搬及びその他の疑問が生じた場合は、教育委員会事務局及び環境局の指示に従うこと。
- (7) その他の取扱いについては、川崎市委託単価契約約款による。

別表

マニフェスト	使用の方法	
電子マニフェスト	発注者	(1) 発注者は、産業廃棄物を引き渡すときは、その都度、引き渡した日から3日以内※に電子マニフェストを利用して情報処理センターに必要事項を登録するものとする。 (2) 発注者は、情報処理センターより、当該産業廃棄物の収集運搬が終了した旨の通知を受けたときは、当該収集運搬が終了したことを当該通知により確認するものとする。
	受注者	受注者は、受託した産業廃棄物の収集運搬が終了したときは、収集運搬が終了した日から3日以内※に、電子マニフェストを利用して、情報処理センターに収集運搬が終了した旨を報告するものとする。
紙マニフェスト	発注者	(1) 発注者は、産業廃棄物を引き渡すときは、その都度、紙マニフェストに必要事項を記載して交付するものとする。 (2) 発注者は、紙マニフェストの写しの送付を受けた日から5年間保存するものとする。
	受注者	(1) 受注者は、産業廃棄物の引き渡しを受けたときは、これと同時に紙マニフェストの送付を受けなければならない。 (2) 受注者は、受託した産業廃棄物の収集運搬が終了したときは、収集運搬が終了した日から10日以内に、紙マニフェストの写しを発注者へ送付するものとする。 (3) 受注者は、紙マニフェストの写しを送付された日から5年間保存するものとする。

※土日祝、年末年始（12月29日～1月3日）を除く。